

第6回独立行政法人農林漁業信用基金漁業災害補償関係業務運営委員会 議事概要

1 開会の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年10月3日(水) 13時24分
- (2) 場所 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階
独立行政法人農林漁業信用基金 第3・4会議室

2 出席者

- (1) 運営委員
出資者：猪苗代委員、田中委員、仲委員、本多委員
学識経験者：阿部委員、碓委員、竹田委員、山下委員
(出資者・学識経験者別 五十音順)
- (2) 信用基金
今井理事長、石井副理事長、出倉総括理事、森島理事、伊佐理事
- (3) オブザーバー(主務省)
芳之内水産庁漁政部漁業保険管理官管理官補佐

3 提出議案

- (1) 書面議決に関する運営委員会運営細則の制定について
- (2) 平成29年度の業務実績評価及び決算について(報告)
- (3) 第3期中期目標期間の業務実績評価について(報告)
- (4) 第4期中期計画の変更及び平成30年度年度計画の変更について(報告)
- (5) 独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書について(報告)
- (6) その他

4 議事経過の概要及びその結果

信用基金から上記3(1)の議案について説明がなされた後、審議が行われ、原案どおり承認された。また、これ以外の議案についても、信用基金から説明がなされた。

運営委員からの主な質問等は、以下のとおり(◎印は、運営委員会の開催に先立って、運営委員から書面にて提出された質問等)。カッコ内は、これに対する信用基金の説明。

【質問等】

- (1) 書面議決に関する運営委員会運営細則の制定について
 - 書面議決は原則として電子メールの送受信により行うこととされているが、本人確認はどのように行うのか。
(基本的には委員本人の電子メールアドレスを登録していただくが、仮に委員の勤務先等の電子メールアドレスが登録される場合には、本人が電子メールを送受信したことを電話で確認する等の方法をとることを考えている。)

以下、運営委員会の開催に先立って、運営委員から書面にて提出された質問等

- ◎ どのような場合に、どのような事項について、書面議決を行うことを想定しているのか。

(運営委員会の委員長がケースバイケースで判断することとなるが、これまでの実例としては、法令の改正を受けて、本年5月に、林業信用保証業務運営委員会において、中期計画や年度計画の比較的軽微な変更について書面議決を行ったことがあ

る。他方、中期計画や年度計画の作成については、対面で会議を開く形で議決を行うことが望ましいと認識。）

(2) 平成29年度の業務実績評価及び決算並びに第3期中期目標期間の業務実績評価について

- 今後も地震、台風等の災害の発生が予想され、漁業共済組合連合会が保有する資金だけでは即応できない場合も出てくるのが想定される。近年、漁業共済組合連合会への貸付実績がないからといって、漁業災害補償関係業務そのものが不要であるといった議論にならないようにして欲しい。

(3) 独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書について

- 業務方法書第19条において、違約金は「年14.5%」の割合で計算するとされているが、貸付け等の金額や期間にかかわらず、この数値が適用されるのか。
(然り。違約金が発生する場合には、この割合が適用される。)

以下、運営委員会の開催に先立って、運営委員から書面にて提出された質問等

- ◎ 業務方法書において貸付利率は「年6.57%以内」とされているが、実際の貸付利率は貸付期間に応じて「0.2%前後」という実績になっている。このように大きなかい離があるのは、なぜか。業務方法書における貸付利率の設定の考え方、改定の時期等について、教えて欲しい。

(業務方法書における貸付利率については、平成28年に現在の数値(年6.57%以内)に変更した。他方、実際の貸付利率については、中期目標において「貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する」とされており、29年4月より都市銀行の貸付金利と同水準となるように変更したところ。)

(4) その他

- 佐藤委員の死去に伴う補欠委員の選任手続は、どのように進めるのか。
(運営委員の任免権は主務大臣にあるので、任免の手続についても主務省が行うこととなる。)

- 信用基金において、改元への対応は進んでいるか。西暦と和暦のいずれを使用するかは決定しているか。
(他業務の動向、利用者の動向等を確認の上、検討したい。)

5 閉会の日時 平成30年10月3日(水) 14時26分

以上